

原子力発電所の新規制基準適合性審査状況の概要について

【福島第一原子力発電所事故を踏まえた新規制基準への適合性申請】

全ての原子力発電所に必要な申請

40年を超えて運転期間を延長する原子力発電所に必要な申請

①原子炉設置変更許可

原子炉設備に係る基本設計および体制の整備等の基本方針の変更について、安全性に問題のないことを原子力規制委員会に審査していただくための申請。

②工事計画認可

原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくための申請。

③保安規定変更認可

運転管理、手順、体制等の原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定の変更について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくための申請。

④運転期間延長認可

原子炉等規制法で、原子炉を運転することができ期間を40年としていますが、その満了に際し、1回に限り20年を上限として運転期間を延長するための申請。(運転期間満了日までに認可を受けることが法的に定められている)

【各発電所の申請状況等】

新規制基準適合性審査の状況

美浜
発電所

3号機

①②④について許認可をいただきました。
今後、早急に詳細な安全対策工事の内容、スケジュールを検討します。

高浜
発電所

1、2号機

①②④について許認可をいただきました。
現在、新規制基準への対応工事等を進めています。

3、4号機

①②③について許認可をいただきました。
大津地方裁判所による高浜3、4号機の運転差止めを認める仮処分決定等により停止しています。

大飯
発電所

1、2号機

①②③について申請準備中です。

3、4号機

①②③について申請中です。
審査は最終段階にきています。

大飯
1、2

大飯
3、4

美浜
3

高浜
1、2

高浜
4

高浜
3

許認可申請準備

許認可申請

①原子炉設置変更
許可申請の審査

地震・津波
の審議
[基準地震動]

審査書案作成

パブリックコメント

許可

②工事計画認可申請の審査

認可

申請

使用前検査

③保安規定変更認可申請の審査

認可

起動準備